

証券コード 4351
2023年3月9日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号
株式会社山田債権回収管理総合事務所
代表取締役社長 山 田 晃 久

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yamada-servicer.co.jp>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4351/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「山田債権回収管理総合事務所」又は「コード」に当社証券コード「4351」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月29日（水曜日）午後5時30分（当社営業終了時刻）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2023年3月30日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場所 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階 「日輪」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第42期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額決定の件
- 第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項
本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年1月1日～2022年12月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響等により厳しい状況におかれまして。今後の状況等について引続き注視してまいります。

このような環境下、当社グループは、「顧客第一主義」を経営理念に掲げ、「不動産・債権に関するワンストップサービスの提供」をビジネスモデルとして、サービス事業、派遣事業、不動産ソリューション事業等を展開してまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高が2,388百万円（前期比9.1%増）となり、営業利益は54百万円（前期比44.1%減）、経常利益は85百万円（前期比9.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は76百万円（前期比47.0%減）となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

（サービス事業）

サービス事業においては、既存の購入済み債権からの回収等がほぼ順調に進み、売上高は772百万円（前期比0.5%増）、セグメント利益は336百万円（前期比16.3%減）となりました。

（派遣事業）

派遣事業においては、ほぼ計画通りに推移し、売上高は1,348百万円（前期比1.1%減）、セグメント利益は176百万円（前期比17.6%減）となりました。

（不動産ソリューション事業）

不動産ソリューション事業においては、第1四半期に仕入れた大口の底地案件の本格的な寄与が来期以降にずれ込んだものの、売買仲介手数料、家賃収入等による売上が前年同期に比べ増加したことにより、売上高は282百万円（前期比246.1%増）、セグメント利益は31百万円（前期はセグメント損失24百万円）となりました。

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度中に、総額1,000百万円の借入を返済しており、当連結会計年度末における借入金総額は、750百万円と前連結会計年度末に比べ1,000百万円の減少となりました。
その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 39 期 (2019年 12月期)	第 40 期 (2020年 12月期)	第 41 期 (2021年 12月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (2022年 12月期)
売 上 高(千円)	2,154,360	2,095,689	2,188,922	2,388,985
経 常 利 益 (△ 損 失)(千円)	335,204	△178,563	95,284	85,859
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△ 損 失)(千円)	575,742	△189,729	144,565	76,618
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (△ 損 失) (円)	135.16	△44.54	33.93	17.98
総 資 産(千円)	6,220,483	6,179,179	6,138,083	5,174,310
純 資 産(千円)	3,263,546	3,053,329	3,190,272	3,183,771
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	766.15	716.80	748.96	747.44

(注) 第42期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社は司法書士法人山田合同事務所、土地家屋調査士法人山田合同事務所、他1社であります。

当社代表取締役山田晃久は、2008年9月1日付で司法書士法人山田合同事務所及び土地家屋調査士法人山田合同事務所の社員に就任しており、両法人に対してそれぞれ出資を行っております。

山田晃久は両法人の緊密な者に該当し、かつ同氏は当社の議決権の62.43%（同意している者の議決権及び間接保有を含む。）を保有しているため、両法人は当社の親会社に該当し、また、同氏は当社の親会社等に該当しております。

親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

なお、株式会社ヤマダを消滅会社、株式会社ワイ・エス・シーを存続会社とする吸収合併に伴い、株式会社ワイ・エス・シーは当社の親会社となりました。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は2009年7月1日より、司法書士法人山田合同事務所及び土地家屋調査士法人山田合同事務所への派遣事業を開始し、2012年6月末をもって派遣受入期間（派遣法第40条の2・第3項）が満了したため一時休止しておりましたが、2013年9月1日より派遣事業を再開いたしました。

当連結会計年度において同各法人に対し総額1,082,667千円（売上高）の取引があります。

労働者派遣業務報酬は、派遣労働者の人件費に一定割合を乗じて決定しております。

料率は、大手の労働者派遣事業者の料率を勘案して同水準となるよう検討し決定しております。

当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないことを確認したうえで、取引の適正性・妥当性を判断しております。

② 重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名 又 は 組 合 の 名 称	資 本 金 又は受入出資金	当社の議決権比率 又は出資比率	主 要 な 事 業 内 容
<子会社>			
株 式 会 社 山 田 資産コンサル（注）2.	200,000千円	100.0%	不動産の売買・仲介・賃貸・コンサルティング業務
ワイエスインベストメント 株 式 会 社	300,000	100.0	投資業務

（注）1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. 当社の完全子会社である株式会社山田資産コンサル及び株式会社山田知財再生は、2022年10月1日を効力発生日として、株式会社山田資産コンサルを存続会社、株式会社山田知財再生を消滅会社とする吸収合併を行いました。

3. エスアンドワイパートナーズ1号投資事業有限責任組合は、清算終了により持分法適用関連会社から除外しております。

(4) 対処すべき課題

＜サービス事業＞

買取債権の確保

当事業の収益の大半は買取債権からの回収によるものであり、買取債権の確保は重要な課題であります。金融機関による債権の売却市場は需給関係を反映して取引価格は高止まりしております。買取価格は収益に直接影響するため、価格提示力を強化するとともに、回収手法、担保評価、回収実績等を検証して買取価格を適正な水準に保つよう努めております。

事業再生等への注力

事業再生等の案件は比較的高い収益率が期待されるものの、個性が強く提案型のものが多いという特徴があり、継続的な案件獲得が課題であります。当社が単独で債権を買取る以外にも、第三者と協働で取組む、投資スキームを活用する等、多様な選択肢があります。当社は債権買取機能、各種コンサルティング機能、出資機能等を活用して案件に取り組むことになりました。こうした機能の強化とともに、関係者との調整をはかりながら案件を処理する能力を磨いております。

関係者との協働

当事業を進めるうえで金融機関、投資家、専門家等と協働することが多くなっております。そのため金融機関との業務提携、専門家とのネットワークの拡充等に努めております。

サービス法等の動向

当事業はサービス法により法務大臣から営業を許可された事業であり、同法に関連する法令等の動向には特段の注意を払っております。

<派遣事業>

当事業は派遣先の経営環境に大きく影響を受けます。当社は山田グループ各社を主な派遣先としており、派遣先の経営環境を把握しやすい関係にあります。今後ともこの利点を活かした運営に努めます。

また派遣先の専門性の高い業務に対応可能な人材を継続的に確保することが重要な課題であります。人事・教育・研修制度の整備等を進めるとともに、派遣先の協力も得ながら良好な労働環境を整え、人材確保に努めてまいります。

あわせて山田グループ以外の派遣先の確保に努めてまいります。

<不動産ソリューション事業>

当事業が注力している借地権負担付土地に関するビジネスにおいては、所有者、借地権者へいかにアクセスできるかが最大の課題であります。そのため山田グループ各社との連携、金融機関、不動産業者、弁護士、税理士等へのアプローチ等を継続的に実施しております。

<山田グループ各社との連携強化>

山田グループは司法書士法人を中核としたグループで、登記関連業務、相続関連業務等において相応の営業基盤を有しております。当社グループの「不動産・債権に関するワンストップサービスの提供」というビジネスモデルを実践していくうえで、山田グループ各社との連携は有用と考えております。山田グループ各社との適切な関係を維持したうえで、今後とも連携を強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループは、サービス事業（債権管理回収業務、事業再生支援業務）、派遣事業（労働者派遣業務、有料職業紹介業務）ならびに不動産ソリューション事業（不動産の売買・仲介・賃貸・コンサルティング業務）を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年12月31日現在）

① 当社の主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号 横浜S Tビル
東 京 支 店	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル

② 子会社の主要な営業所

名 称	所 在 地
株 式 会 社 山 田 資 産 コ ン サ ー ル	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号 横浜S Tビル
ワイエスインベストメント 株 式 会 社	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号 横浜S Tビル

(7) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
サービス事業	19 (3) 名	－ (－)
派遣事業	208 (10) 名	7名増 (－)
不動産ソリューション事業	－ (1) 名	－ (1名増)
その他の事業	－ (－) 名	－ (－)
全社（共通）	17 (3) 名	4名減 (－)
合計	244 (17) 名	3名増 (1名増)

(注) 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
244(17)名	3名増 (1名増)	43.7歳	8.4年

(注) 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	200百万円
株式会社みずほ銀行	200
株式会社神奈川銀行	200
三井住友信託銀行株式会社	150

- (注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、主要取引銀行7行と総額34億円の当座貸越契約を締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は7億5千万円であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,072,000株
- ② 発行済株式の総数 4,268,000株
- ③ 株主数 5,396名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
山田晃久	1,494千株	35.09%
株式会社ワイ・エス・シー	870	20.42
株式会社横浜銀行	210	4.93
山田由紀子	176	4.13
株式会社青山財産ネットワークス	84	1.99
星川輝	74	1.75
山田真規子	58	1.38
齋藤純菜	58	1.38
柴山コンサルティング株式会社	52	1.22
株式会社サエラ	50	1.17

（注）持株比率は自己株式（8,434株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年12月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
山 田 晃 久	代 表 取 締 役 社 長	司法書士法人山田合同事務所社員 土地家屋調査士法人山田合同事務所社員 株式会社山田資産コンサル代表取締役 株式会社ワイ・エス・シー代表取締役 ワイエスインベストメント株式会社代表取締役 株式会社山田エスクロー信託取締役会長 山田事業承継・M&A株式会社代表取締役 一般社団法人全国サービサー協会副理事長
米 田 豊	取締役統括本部長 兼 営業 本部長	株式会社山田資産コンサル取締役 ワイエスインベストメント株式会社取締役 山田事業承継・M&A株式会社取締役 司法書士法人山田合同事務所顧問 土地家屋調査士法人山田合同事務所顧問
田 中 光 行	取締役管理本部長 兼 総務 部長、個人情報保護管理 担当、コンプライアンス 担当	ワイエスインベストメント株式会社取締役
新 川 洋 司	取締役営業副本部長 兼 東 京支店長 兼 サービサー推 進部長	—
大 谷 明 弘	取 締 役	大谷・佐々木・棚田法律事務所パートナー弁護士
権 田 修 一	取 締 役	東京富士法律事務所パートナー弁護士
江 尻 秀 行	常 勤 監 査 役	株式会社山田資産コンサル監査役 株式会社山田エスクロー信託監査役 山田事業承継・M&A株式会社監査役
安 藤 匡	監 査 役	税理士法人トップ会計事務所代表社員
小 松 誠 志	監 査 役	小松誠志税理士事務所開業税理士 文京学院大学大学院客員教授 青山学院大学専門職大学院非常勤講師

- (注) 1. 取締役大谷明弘氏及び権田修一氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役大谷明弘氏及び権田修一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役安藤匡氏及び小松誠志氏は、社外監査役であります。
4. 監査役安藤匡氏及び小松誠志氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、2022年3月30日開催の第41回定時株主総会において補欠監査役を1名選任しております。
- 補欠監査役 吉田 宏次

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に係る事項を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に係る事項の内容の概要は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社グループの業績向上及び企業価値の増大へのモチベーションを高めることを主眼においたものとする。具体的には、業務執行取締役の報酬は基本報酬のみとするものの、単年度における当社グループ及び個人の業績評価を勘案して基本報酬額を増減させるものとし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、原則として増減しない基本報酬のみとする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬を現金にて支給するものとし、その額は、各取締役の役位、常勤・非常勤の別、担当職務及び貢献度、世間水準、経営状況、従業員給与とのバランス等（業務執行取締役については、単年度における当社グループ及び個人の業績評価も含む。）を総合的に勘案して決定するものとする。役員退職慰労金は、株主総会決議が得られることを条件として、役員退任後に現金にて支給するものとし、その額は、当社の役員退職慰労金規程に基づき、原則として退職時の報酬月額、役員在任年数及び功績倍率等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の報酬の具体的額の決定とする。代表取締役社長に一任した場合であっても、代表取締役社長が独断で決定するというのではなく、人事・経理担当役員が、前項方針を勘案のうえ原案となる支給基準を作成し、代表取締役社長が、前記「基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針」に従って、最終的な決定を行うこととする。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 (うち 社 外 取 締 役)	6名 (2)	147,709千円 (6,500)
監 (うち 社 外 監 査 役)	3 (2)	15,609 (5,200)
合 (うち 社 外 役 員 計)	9 (4)	163,318 (11,700)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2022年3月30日開催の第41回定時株主総会において、年額240百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）です。

3. 監査役の報酬限度額は、2004年3月26日開催の第23回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

4. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。

当該事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額19,514千円（取締役6名分18,376千円（うち社外取締役2名分500千円）、監査役3名分1,138千円（うち社外監査役2名分400千円））

5. 当事業年度において、社外役員が当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等（当社を除く）から支給された役員報酬等はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役大谷明弘氏は、大谷・佐々木・棚田法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には顧問契約及び委任契約等の取引関係があります。
- ・取締役権田修一氏は、東京富士法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には重要な取引関係はありません。
- ・監査役安藤匡氏は、税理士法人トップ会計事務所の代表社員であります。当社と同事務所との間には重要な取引関係はありません。
- ・監査役小松誠志氏は、小松誠志税理士事務所開業税理士、文京学院大学大学院客員教授及び青山学院大学専門職大学院非常勤講師であります。当社と各兼職先との間には重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 大谷 明弘	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。
取締役 権田 修一	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。
監査役 安藤 匡	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会15回のうち15回のそれぞれに出席いたしました。税理士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から、取締役会ならびに監査役会において必要な発言を適宜行っております。
監査役 小松 誠志	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会15回のうち15回のそれぞれに出席いたしました。税理士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から、取締役会ならびに監査役会において必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

RSM清和監査法人

② 報酬等の額

	RSM清和監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の品質管理体制及び監査実施態勢、監査計画の内容、報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等が妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務執行に係る文書・情報については文書管理規程及び情報システム関連規程等に従って、適切に作成、保存又は廃棄する。
 - ロ. 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
 - ハ. 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書・情報を閲覧し得るものとする。
- ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、当社グループ全体のリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部専門家の助言を得て迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めることとする。また、取締役会は、毎年、リスク管理体制について見直しを行う。
- ③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、取締役の職務執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を整える。
 - ロ. 当社の取締役会は、毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営基本方針・戦略を始めとし、経営上重要な意思決定を機動的に行い、業績の進捗状況、業務の執行状況の効率性について報告するものとする。
 - ハ. 当社は、すべての取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、3事業年度を期間とする中期計画及び単年度計画の目標達成に向けて具体策を立案・実行するものとする。
- ④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、当社グループ共通の社是、経営理念、経営方針に基づき、代表取締役が繰り返しその精神を役職員へ伝え、また教育・研修を通して、法令及び定款等の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底するものとする。
 - ロ. 当社は、行動規範とコンプライアンス規程に基づき、社外取締役である弁護士も参加するコンプライアンス委員会において当社グループ全体のコンプライアンスに関する体制・規程・年度計画・研修計画等を審議するほか、内部通報制度の運用等を討議する。また、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進強化・徹底を図る。

ハ. 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と密接に連携し、当社グループを挙げて毅然とした態度で対応することとする。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の経営について、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における関係会社管理規程に基づき、重要な事項については事前に協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告を受ける。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等について、リスク管理について定める関連規程等に基づき、リスクマネジメントを行う。また、取締役会は、毎年、リスク管理体制についても見直しを行う。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループにおける位置づけ等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。

当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款に適合することを確保するための子会社の内部監査は、当社の内部監査室が、関連規程等に基づき実施し、検証及び助言を行う。また、当社監査役において子会社の監査役と意見交換を行い連携する。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。

ロ. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。また、監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

ハ. 当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保する。

二. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社や子会社の事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況、内部通報の状況及び事案の内容その他あらかじめ協議決定した事項などを監査役に定期的に報告する。

また、内部監査室は、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告する。

さらに、内部通報があった場合、内部通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査役に報告する。

ホ. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

ヘ. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑦ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

また、監査役は必要に応じ、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けて意見交換を行う。

⑧ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役6名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には監査役も出席し、各取締役から職務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

取締役会において、社外取締役（2名）は独立役員として決議に加わるとともに弁護士としての豊かな経験と見識から客観的視点で当社の経営に関する積極的な助言、職務執行の監督及び利益相反の監督を行っており、社外監査役（2名）は税理士としての財務及び会計に関する適切な知見を監査に反映することで当社の監査体制の強化を図っております。また、社外取締役及び社外監査役をメンバーとする意見交換会を開催し情報共有に努めております。

監査役会は3名（うち、社外監査役2名）で構成されており、監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき監査を行っております。また、監査役が取締役の職務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備し、月に1回開催する定例監査役会において常勤監査役からの日常業務レベルでの監査状況の報告をはじめとして監査役相互による意見交換を行っております。その他、内部監査室による内部監査結果の報告を都度受けるとともに内部監査室及び会計監査人との意見交換等を行い、監査の実効性の向上を図っております。

当年度は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため継続的な社内規程の見直しが必要であるとの認識の下、ワーキングチームによる提案を受け、「リスク管理規程」を改訂しました。また、サービサー業務の専門性を高め業務の適正化・ルールの明確化を図るために、既存の「債権回収マニュアル」を廃止し、新たに「サービサー業務マニュアル」及び「事務取扱基準書」を制定しました。

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための取組みとして、主として山田グループ内の関連当事者取引の厳正な運営管理が重要であるとの認識の下、役員・従業員に対して「関連当事者取引管理要領」の周知徹底・運用定着化を図るとともに取引実績の集計結果を定期的に取り締役に報告しております。

法務大臣の許可を受けたサービサー会社の責務を全社員が認識し、コンプライアンス体制の維持及びリスク管理につとめ、役員・従業員一体となったコンプライアンス研修のほか、事業部門ごとの勉強会を実施しております。また、毎月実施される当社グループの幹部管理職会議では、部門ごとのリスク発生状況の報告、再発防止策の徹底等を行っております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,505,021	流 動 負 債	977,371
現 金 及 び 預 金	758,793	買 掛 金	798
売 掛 金	127,642	短 期 借 入 金	750,000
仕 掛 品	1,888	未 払 金	89,814
買 取 債 権	2,291,574	リ ー ス 債 務	18,724
販 売 用 不 動 産	1,862,113	未 払 法 人 税 等	17,775
未 収 入 金	114,419	預 り 金	43,439
未 収 還 付 法 人 税 等	1,067	賞 与 引 当 金	17,200
そ の 他	74,660	そ の 他	39,619
貸 倒 引 当 金	△727,139	固 定 負 債	1,013,167
固 定 資 産	669,288	リ ー ス 債 務	35,380
有 形 固 定 資 産	63,423	繰 延 税 金 負 債	36,778
建 物	3,442	退職給付に係る負債	260,114
土 地	69	役員退職慰労引当金	648,484
リ ー ス 資 産	48,238	預 り 保 証 金	21,123
そ の 他	11,673	資 産 除 去 債 務	11,286
無 形 固 定 資 産	6,320	負 債 合 計	1,990,539
リ ー ス 資 産	320	純 資 産 の 部	
施 設 利 用 権	6,000	科 目	金 額
そ の 他	0	株 主 資 本	3,068,593
投 資 そ の 他 の 資 産	599,544	資 本 金	1,084,500
投 資 有 価 証 券	364,866	資 本 剰 余 金	806,840
差 入 保 証 金 ・ 敷 金	156,418	利 益 剰 余 金	1,180,480
そ の 他	78,260	自 己 株 式	△3,228
資 産 合 計	5,174,310	その他の包括利益累計額	115,178
		その他有価証券評価差額金	115,178
		非 支 配 株 主 持 分	－
		純 資 産 合 計	3,183,771
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,174,310

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額		
売上 販売 営業 営業 受家保 投設そ 営業 支家そ 経 税法 法 当 非親	上		上	原	高	益				2,388,985 1,736,844 652,140 598,131 54,008 7,144 18,245 3,159 11,669 12,902 2,843 20,321 2,473 1,319 10,409 △1,169 76,618 － 76,618	2,388,985 1,736,844 652,140 598,131 54,008 7,144 18,245 3,159 11,669 12,902 2,843 20,321 2,473 1,319 10,409 △1,169 76,618 － 76,618	
	売	上	上	総	利	益						
	販	費	及	一	般	管	理	費	益			
	営	業	業	外	収	利	益					
	営	取	利	息	及	び	配	当	金			
	受		賃			収		入	金			
	家	資	険	業	配	組	合	利	益			
	保	備	事	業	賃	の	貸		料			
	投	業	外	費	用				他			
	設		払		利	息						
そ		賃		原	価							
営業			の		他							
支					益							
家					税							
そ					額							
経					益							
税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益		
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業		
法	人	税	等			調		整		額		
当	期			純		利				益		
非	支	配	株	主	に	帰	属	す	る	当		
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年1月1日期首残高	1,084,500	806,840	1,146,457	△3,228	3,034,570
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△42,595	—	△42,595
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	76,618	—	76,618
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	34,023	—	34,023
2022年12月31日期末残高	1,084,500	806,840	1,180,480	△3,228	3,068,593

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額 合 計		
2022年1月1日期首残高	155,702	155,702	—	3,190,272
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△42,595
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	76,618
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△40,524	△40,524	—	△40,524
連結会計年度中の変動額合計	△40,524	△40,524	—	△6,501
2022年12月31日期末残高	115,178	115,178	—	3,183,771

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,603,400	流 動 負 債	958,333
現金及び預金	596,080	買掛金	798
売掛金	129,360	短期借入金	750,000
仕掛品	1,888	リース負債	18,724
買取債権	2,291,574	未払金	86,868
販売用不動産	1,121,806	未払法人税等	9,915
前払費用	35,050	未払消費税等	4,092
未収入金	114,419	未払消費税	13,760
未収還付法人税等	1,067	預り金	41,666
その他の	39,291	賞与引当金	17,200
貸倒引当金	△727,139	その他の	15,306
固 定 資 産	1,161,974	固 定 負 債	1,011,736
有 形 固 定 資 産	63,266	リース負債	35,380
建物	3,284	退職給付引当金	260,114
車両運搬具	10,786	役員退職慰労引当金	648,484
器具備品	887	繰延税金負債	36,646
土地	69	預り保証金	20,983
リース資産	48,238	資産除去債務	10,127
無 形 固 定 資 産	6,320	負 債 合 計	1,970,069
リース資産	320	純 資 産 の 部	
施設利用権	6,000	科 目	金 額
電話加入権	0	株 主 資 本	2,683,530
投資その他の資産	1,092,387	資本	1,084,500
投資有価証券	354,581	資本剰余金	806,840
関係会社株式	503,727	資本準備金	271,125
差入保証金・敷金	155,818	その他の資本剰余金	535,715
投資不動産	78,230	利 益 剰 余 金	795,417
その他の	30	その他利益剰余金	795,417
資 産 合 計	4,765,374	別途積立金	100,000
		繰越利益剰余金	695,417
		自 己 株 式	△3,228
		評価・換算差額等	111,774
		その他有価証券評価差額金	111,774
		純 資 産 合 計	2,795,305
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,765,374

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年 1 月 1 日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
売上 販売 営業 営業 営業 営業 営業 営業 営業 営業	上		原		高					2,131,637	
	上		総		価					1,530,567	
	費		管		利					601,069	
	業		利		費					576,306	
	業		外		収					24,762	
	受		利		息					6,775	
	家		賃		及					18,245	
	保		事		業					3,159	
	投		備		配					11,669	
	設		業		組					12,951	
営 営 営 営 営 営 営 営 営 営	支		外		利					2,594	
	家		費		用					55,395	
	所		の		配					20,321	
	支		利		原					2,473	
	家		の		利					1,319	
	所		の		利					24,113	
	支		利		原					56,044	
	家		の		利					56,044	
	所		の		利					4,351	
	支		利		原					△629	
法 法 法 法 法 法 法 法 法 法	人		税		及					3,722	
	人		税		及					52,321	
	期		純		利						
	期		純		利						
	期		純		利						
	期		純		利						
	期		純		利						
	期		純		利						
	期		純		利						
	期		純		利						

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
2022年1月1日期首残高	1,084,500	271,125	535,715	806,840	100,000	685,691	785,691	△3,228	2,673,804
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△42,595	△42,595	－	△42,595
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	52,321	52,321	－	52,321
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中 の変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	9,726	9,726	－	9,726
2022年12月31日期末残高	1,084,500	271,125	535,715	806,840	100,000	695,417	795,417	△3,228	2,683,530

残高及び変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年1月1日期首残高	154,674	154,674	2,828,478
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△42,595
当 期 純 利 益	－	－	52,321
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△42,899	△42,899	△42,899
事業年度中の変動額合計	△42,899	△42,899	△33,173
2022年12月31日期末残高	111,774	111,774	2,795,305

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月15日

株式会社山田債権回収管理総合事務所
取締役会 御中

RSM清和監査法人 東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	市 川	裕 之 ⑩
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	藤 本	亮 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山田債権回収管理総合事務所の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山田債権回収管理総合事務所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月15日

株式会社山田債権回収管理総合事務所
取締役会 御中

RSM清和監査法人 東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	市 川	裕 之 ⑧
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	藤 本	亮 ⑧

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山田債権回収管理総合事務所の2022年1月1日から2022年12月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月22日

株式会社山田債権回収管理総合事務所 監査役会

常勤監査役 江 尻 秀 行 ㊞

社外監査役 安 藤 匡 ㊞

社外監査役 小 松 誠 志 ㊞

以 上

株主総会参考書類

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、業績・配当性向を総合的に勘案しながら安定的かつ継続的な配当の維持を基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化を図り将来の事業拡大のために活用していく方針であります。

この配当政策に基づき慎重に検討しました結果、第42期の期末配当につきましては、安定配当を維持するという基本方針と、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があること等を考慮いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は42,595,660円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	やま だ あき ひさ 山 田 晃 久 (1946年6月8日生)	1981年10月 当社（当時 山田測量設計株式会社） 設立 代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) 司法書士法人山田合同事務所社員 土地家屋調査士法人山田合同事務所社員 株式会社山田資産コンサル代表取締役 ワイエスインベストメント株式会社代表取締役 山田事業承継・M&A株式会社代表取締役 株式会社山田エスフロー信託取締役会長 株式会社ワイ・エス・シー代表取締役 一般社団法人全国サービサー協会副理事長	1,494,800株
	(取締役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、1981年当社設立以来、代表取締役として当社の経営戦略の決定、当社グループの事業拡大を推進してまいりました。今後も当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	よね た ゆたか 米 田 豊 (1954年4月25日生)	1978年4月 株式会社日本債券信用銀行（現 株式 会社あおぞら銀行）入行 2005年9月 あおぞら債権回収株式会社代表取締役 2009年7月 当社入社 2010年1月 当社営業副本部長 兼 東京支店長 2010年3月 当社取締役営業副本部長 兼 東京支店長 2020年3月 当社取締役統括本部長 兼 営業本部長 （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社山田資産コンサル取締役 ワイエスインベストメント株式会社取締役 山田事業承継・M&A株式会社取締役 司法書士法人山田合同事務所顧問 土地家屋調査士法人山田合同事務所顧問	4,000株
	（取締役候補者とした理由） 金融業界、サービス業界における豊富な経験をもとに、現在は当社の取締役として営業部門を統括し、指揮を執っております。当社の経営理念を実現し、事業戦略を実行できる人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
3	た なか みつ ゆき 田 中 光 行 (1976年6月11日生)	2000年4月 帝人株式会社入社 2008年3月 当社入社 2010年4月 当社総務部総務課長代理 2012年4月 当社総務部総務課長 2016年4月 当社総務部次長 2018年3月 当社取締役管理本部長 兼 総務部長（現 任）、個人情報保護管理担当（現 任）、コンプライアンス担当（現任） （重要な兼職の状況） ワイエスインベストメント株式会社取締役	1,300株
	（取締役候補者とした理由） 幅広い分野での実務経験と実績を有し、現在は当社の取締役として、経理・総務・人事を担当し、管理部門の指揮を執っております。今後の事業展開の中で当社グループの事業成長と企業価値向上に寄与する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	しん かわ よう じ 新 川 洋 司 (1963年4月23日生)	1986年 4 月 株式会社日本債券信用銀行（現 株式 会社あおぞら銀行）入行 2010年 9 月 あおぞら債権回収株式会社取締役 2019年 5 月 当社入社 サービス推進部長（現 任） 2020年 3 月 当社取締役営業副本部長 兼 東京支店長 （現任）	1,000株
	(取締役候補者とした理由) 長年にわたり金融業界、サービス業界で債権管理回収業務に携わってきた経験を有し、現在は 当社の取締役として、サービス部門の指揮を執っております。当社の経営理念を実現し、事業戦 略を実行できる人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。		
5	ごん だ しゅう いち 権 田 修 一 (1966年8月14日生)	2000年 4 月 第二東京弁護士会登録 鳥飼総合法律事務所入所 2008年 1 月 同所パートナー弁護士 2018年 4 月 東京富士法律事務所入所 パートナー 弁護士（現任） 2019年 3 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 東京富士法律事務所パートナー弁護士	一株
	(社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要) 弁護士として特に債権回収、事業承継、M&A、事業再生等、当社の事業分野における豊富な実 務経験と見識を有するとともに企業法務にも精通しており、社外取締役としてそれらを当社のコー ポレート・ガバナンスの強化に活かしていただいているため、引き続き社外取締役候補者としまし た。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁 護士として中立的な観点から会社を経営する役割にはむしろ好ましいとの認識から、社外取締役と しての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
※ 6	こ い け か ず ま さ 小 池 和 正 (1969年5月27日生)	1997年4月 東京弁護士会登録 新東京法律事務所入所 2000年3月 ゴールドマン・サックス・リアルテ ィ・ジャパン有限会社入社 2006年2月 株式会社港債権回収取締役 2011年7月 星薬科大学監事（非常勤）（現任） 2013年1月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 転籍 2021年11月 高橋修平法律事務所入所 パートナー 弁護士（現任） 2022年6月 株式会社キー・プロジェクト代表取締 役（現任） 2022年12月 双日レジデンシャルパートナーズ株式 会社監査役（非常勤）（現任） （重要な兼職の状況） 高橋修平法律事務所パートナー弁護士 双日レジデンシャルパートナーズ株式会社監査役 （非常勤） 株式会社キー・プロジェクト代表取締役 星薬科大学監事（非常勤）	一株
（社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要） 会社経営の経験に加え、長年にわたって外資系金融機関の企業内弁護士として、当社及び当社グループの事業分野でもある債権回収、不動産、事業再生等に携わってこられたほか、人事労務を含めた企業法務においても豊富な実務経験と見識を持ち、これらを当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただけたと考え、社外取締役候補者となりました。			

- （注） 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者山田晃久氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
- 同氏は、司法書士法人山田合同事務所の社員を兼務し、当社と同法人は労働者派遣業務に係る契約を締結しており、当社と同法人の間には労働者派遣業務取引及びその派遣労働者に係る経費等の立替取引があります。
- 同氏は、土地家屋調査士法人山田合同事務所の社員を兼務し、当社と同法人は労働者派遣業務に係る契約を締結しており、当社と同法人の間には労働者派遣業務取引及びその派遣労働者に係る経費等の立替取引があります。
- 同氏は、株式会社山田資産コンサルの代表取締役を兼務し、当社と同社は労働者派遣業務に係る契約

を締結しており、当社と同社の間には労働者派遣業務取引及びその派遣労働者に係る経費等の立替取引があります。

同氏は、株式会社山田エスクロー信託の取締役会長を兼務し、当社と同社は労働者派遣業務に係る契約を締結しており、当社と同社の間には労働者派遣業務取引及びその派遣労働者に係る経費等の立替取引があります。

3. 取締役候補者小池和正氏と当社との間には、法律顧問契約に基づく取引関係があります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び、当社が独自に定める社外取締役の独立性に関する判断基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所へ届け出る予定であります。
4. その他の各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
5. 権田修一氏及び小池和正氏は、社外取締役候補者であります。
6. 当社は権田修一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 権田修一氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、4年となります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役江尻秀行氏が任期満了となり、また、安藤匡氏が辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	えじり ひで ゆき 江 尻 秀 行 (1960年11月27日生)	1986年8月 当社入社 2009年1月 当社内部監査室長 2019年3月 当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社山田資産コンサル監査役 山田事業承継・M&A株式会社監査役 株式会社山田エスクロー信託監査役	2,400株
	(監査役候補者とした理由) 長年にわたり当社の内部監査室長として内部統制に携わり、培った当社の業務全般における豊富な見識を当社の監査に活かし、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査役としての職責を適切に遂行していただいているため、引き続き監査役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
※ 2	よし だ ひろ つべ 吉 田 宏 次 (1970年10月28日生)	1994年 9 月 増山雅久税理士事務所（現 税理士法人 トップ会計事務所）入所 1996年 4 月 中央クーパース・アンド・ライブランド 国際税務事務所（現 PwC税理士法人） 入所 1997年 3 月 税理士登録 1998年 4 月 東京シティ法律税務事務所（現 税理 士法人東京シティ税理士事務所）入所 1999年 2 月 株式会社タクトコンサルティング（現 税理士法人タクトコンサルティング） 入所 2001年 1 月 増山雅久税理士事務所（現 税理士法人 トップ会計事務所）入所 2002年 4 月 税理士法人トップ会計事務所社員（現 任）、同品川支店長 2004年 4 月 同新宿支店長（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人トップ会計事務所社員	一株
(社外監査役候補者とした理由) 税理士としての財務会計に関する高度な専門知識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただきたいためであります。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- （注） 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 吉田宏次氏は、社外監査役候補者であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 (生 年 月 日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
ます だ とも き 増 田 朋 希 (1978年3月7日生)	2008年10月 株式会社エムケーキャピタルマネージメント (現 株式会社イデラキャピタルマネージメント) 入社 2010年1月 税理士登録 2011年5月 アンカー税理士法人入所 2020年8月 株式会社エーエーエス設立 代表取締役(現任) 2020年9月 株式会社東鋼監査役(現任) 2022年3月 トラスト会計事務所開設 所長(現任) (重要な兼職の状況) トラスト会計事務所所長 株式会社エーエーエス代表取締役 株式会社東鋼監査役	一株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 会社経営の経験に加え、税理士としての財務会計に関する高度な専門的知識を有しており、社外監査役としてそれらを当社の監査に反映していただきたいためであります。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 増田朋希氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

第5号議案 取締役の報酬額決定の件

第2号議案の取締役6名選任の件のご承認可決を条件に、本年度の各取締役の報酬額につきましては、前年実績等を勘案し、以下のとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給額、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案のうえ取締役会で決定しており、取締役会はその内容が相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告に記載のとおりであります。

役	職	氏	名	役員報酬（年額）	備考
代表取締役社長		山	田 晃 久	90,000千円以内	
取	締	役	米 田 豊	30,000千円以内	
取	締	役	田 中 光 行	30,000千円以内	
取	締	役	新 川 洋 司	30,000千円以内	
取	締	役	権 田 修 一	30,000千円以内	社外取締役
取	締	役	小 池 和 正	30,000千円以内	社外取締役

役職につきましては、本総会終了後に開催予定の取締役会で決定の予定であります。

当社代表取締役山田晃久氏は、2008年9月1日付で司法書士法人山田合同事務所（以下、単に「司法書士法人」という）及び土地家屋調査士法人山田合同事務所（以下、単に「土地家屋調査士法人」という）の社員に就任しており、両法人に対し出資を行っております。

当社は2013年9月1日より、司法書士法人及び土地家屋調査士法人への派遣事業を再開し、当事業年度において同各法人に対し総額1,082,667千円（売上高）の取引があります。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます大谷明弘氏及び監査役を辞任されます安藤匡氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

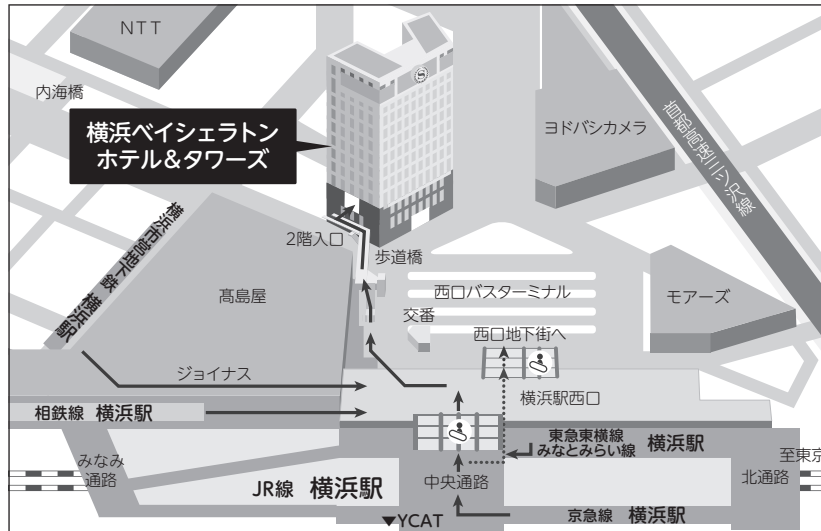
氏 名	略 歴
大 谷 明 弘	2009年3月 当社社外取締役（現任）
安 藤 匡	2018年3月 当社社外監査役（現任）

以 上

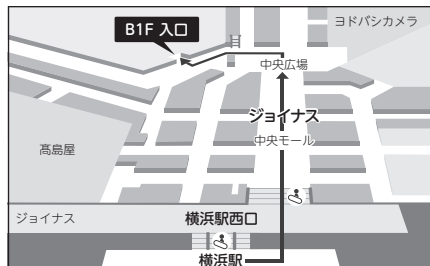
株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階「日輪」
電話番号 045-411-1111 (代表)

■地上図



■地下図



■交通のご案内

J R・私鉄各線・横浜市営地下鉄
「横浜駅」西口より徒歩約5分

※横浜駅西口から地下街（ジョイナス）を通り、横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズのB1F入口までお進みください。

※駐車場はご用意いたしておりませんので、ご了承ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。